

全教委連第213号  
令和3年2月18日

文化庁長官 宮田 亮平 様

全国都道府県教育長協議会  
会長 藤田 裕司

「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する報告書」に対する意見について

令和3年2月3日に文化審議会著作権分科会が公表した「図書館関係の権利制限の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する報告書」においては、図書館資料の送信サービスの実施についての検討結果を踏まえ、今後早急に法整備を行うべきとされています。

各公共図書館においては、これまでも利用者サービスの充実に努めてきており、図書館資料の送信サービスを行うことは、更なる利用者サービスの向上につながるものと考えます。

一方で、図書館の運營業務における影響が懸念されることから、より多くの図書館で本サービスを実施することができるよう、都道府県立図書館を設置している都道府県教育委員会として、下記のとおり意見を申し上げます。

## 記

### 1 図書館資料の送信サービスについて

- 補償金について、支払主体が「図書館等の設置者」とされており、実際の負担を利用者に転嫁する際、徴収に係る業務負担や争訟リスク等が生じる恐れがあることから、最終的な支払主体は受益者であるサービス利用者となる旨（根拠等）を明示していただきたい。
- 国において、サービス基準等の明確化を図るため、政省令やガイドライン等の内容を検討するに当たっては、地方公共団体、教育委員会、公共図書館等に対する説明、意見聴取及び協議を十分に行っていただきたい。
- サービス利用のためのシステムを構築するに当たっては、各図書館が共通して利用できるよう、安全性及び利便性の高いものとするとともに、補償金の徴収等について、サービス利用者が直接指定管理団体へ支払う仕組みとするなど、効率的かつ実効性のある内容としていただきたい。

- より多くの図書館で送信サービスを円滑に導入できるよう、国立国会図書館において先行して送信サービスを開始し、国において、その効果や課題等の検証を十分に行っていただきたい。
- 実施に当たっては、利用者側はもとより、権利者側の理解も十分に得られるよう、様々な手段を講じて、国が周知や説明を行っていただきたい。

## 2 その他

- 学校図書館を対象へ追加することについて検討を行う場合は、教育委員会等の関係者と十分に協議を行っていただきたい。